

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和4年7月12日

宮崎県教育委員会

県における医療緊急警報の発令及び学校現場での感染拡大を受け、全ての県立学校における感染対策の対応を以下のとおりとする。

◎今後の対応【7月12日（火）から当面の間】

- 学校における感染防止対策については、基本的な対策に加え、これまでの知見等を踏まえた**最大限の感染対策**に取り組むこと。
- 教育活動について、感染が拡大している地域では**感染リスクの高い教科活動は実施を控え**、感染が拡大していない地域でも慎重に実施を検討すること。
- 感染が拡大している学校においては、**学年ごとの臨時休業を実施するなど柔軟に対応**すること。

1 感染対策

(1) 学校における感染対策について

- ・ 検温、マスク、手洗い等の基本的対策に加え、これまでの知見等を踏まえた**最大限の感染対策**（十分な換気、適切なマスク着用（可能な限り不織布マスク）、学習用具の共同使用上の注意等）について、児童生徒や教職員が共通理解をした上で、十分にに取り組むこと。

(2) 教育活動の精選について

- ・ 現在は感染拡大局面にあることから、感染が拡大している地域においては**感染リスクの高い教科活動は実施を控える**こと。また、感染が拡大していない地域においては一律の停止は求めないが、実施については慎重に検討すること。

【リスクの高い教科活動（★は特にリスクの高いもの）】

- ・（各教科共通）「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」「**近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）**」
- ・（理科）「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・（音楽）「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（★）」
- ・（図画工作、美術、工芸）「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・（家庭、技術・家庭）「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）」
- ・（体育、保健体育）「児童生徒が密集する運動（★）」「近距離で組み合ったり接触したりする運動（★）」

(3) 学年ごとの臨時休業の実施について

- ・ 学年全体が学級閉鎖となるなど感染拡大がみられる学校については、学校長の判断において、当該学年で臨時休業（**実質的な夏季休業の前倒し**）を実施するなど柔軟に対応すること。

2 学校において感染者が確認された場合の対応

以下を参照して対応すること。

- ・ 「保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定の変更について」（令和4年5月9日付事務連絡）及び「保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定方法の変更について」（令和4年7月6日付事務連絡）【特別支援教育課】
- ・ 「保健所機能の重点化に伴う新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者特定の取扱い等の変更について」（令和4年5月10日付事務連絡）【高校教育課】

3 部活動の対応

部活動については、別紙の事務連絡を参照すること。

4 寮及び寄宿舎の対応

寮及び寄宿舎の対応については、「寮及び寄宿舎における新型コロナウイルス感染症対策等について」（令和4年6月3日付事務連絡 財務福利課ほか）を参照すること。

5 その他

- ・ 本対応は、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2022.4.1 Ver.8（文部科学省）を基に示している。
- ・ 上記の対応は、7月12日（火）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応を変更する可能性もある。
- ・ 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。